

■ 地域公共交通活性化再生法の一部改正（平成26年5月21日公布、平成26年11月20日施行）を受けて、清須市における「公共交通の充実」に向けて、これまでの「清須市地域公共交通戦略（平成21年3月策定）」に代わる計画として、持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するため、「清須市地域公共交通網形成計画」を策定する。

第1章 地域公共交通網形成計画の必要性

- ◆ 人口減少、少子高齢化
- ◆ 域内の交通手段の確保
- ◆ 域内の一体感の更なる醸成（合併後10年経過）
- ◆ 公共施設の集約

第2章 清須市における交通の現状

- ◆ 鉄道は、市内に9駅（JR線1駅、名鉄線7駅、城北線1駅）と充実しており、域外移動は便利
- ◆ 域内を営業エリアにするタクシー会社は4社
- ◆ 域内の路線バスは、名古屋市営バスの1か所（古城）のみ
- ◆ 自動車は、広域的な道路網が充実しており、域外移動は便利
- ◆ 自転車は、日常生活に不可欠な乗り物として域内利用
- ◆ 市の一体感醸成、市内公共施設へのアクセス確保、公共交通不便地域の解消等を目的に、コミュニティバス「きよす あしがるバス」を運行

第3章 清須市における主要なまちづくりの計画

- ◆ 鉄道駅周辺土地区画整理事業（JR清洲駅前、名鉄新清洲駅北等）
- ◆ 新清洲駅周辺名鉄名古屋本線高架事業
- ◆ 都市計画道路事業

第4章 地域公共交通に関する課題

- ◆ 地理的課題
⇒ 河川、鉄道、道路による域内分断
- ◆ 移動需要に対する課題
⇒ 域内道路、駅前等の未整備
- ◆ 施設等のアクセスに関する課題
⇒ 公共施設が散在し、域内は自家用車に依存
- ◆ 公共交通不便地域に関する課題
⇒ 主に春日地区に存在
- ◆ 移動制約者に関する課題
⇒ 駅等のバリアフリー化の未整備

第5章 地域公共交通網形成計画の内容

1 基本的な方針

- ◆ “だれもが移動しやすいまち「清須」”実現のために、公共交通の充実に向けた基本的な方針（取組の方向性）となる5本柱を掲げる

基本的な方針	
I	公共交通空白地域に居住する、主に自動車・自転車を利用できない住民を対象とした、駅や市内主要公共施設へのアクセス確保
II	鉄道・バスを利用できない障がい者・要介護者等を対象とした移動確保（公共交通基盤を活用した福祉施策の推進）
III	市内全域での徒歩・自転車での安全な移動のための動線確保
IV	鉄道で本市を訪れる人を対象とした、域内での移動手段確保（公共交通基盤を活用した観光振興施策の推進）
V	高齢者・障がい者等を含むすべての人が、安心・安全かつ円滑・快適に利用できる駅となるための整備の推進

2 計画の区域

- ◆ 清須市内

3 計画の目標

4 計画の目標を達成するために行う事業

- ◆ 基本的な方針に即して、目標（可能な限り具体的な数値目標）を設定し、その目標を達成するために、次のとおり事業を実施

3 計画の目標	方針	数値目標（現状）	4 計画の目標を達成するために行う事業
①あしがるバスの運行	I	—	①あしがるバスの運行
②あしがるバス利用者の増加	I	1便当たり利用者数5%増 オレンジ：5.6人（4.6人） グリーン：5.7人（4.7人） サクラ：5.0人（4.0人）	②あしがるバスのルート・ダイヤの最適化
③あしがるバスの認知度向上	I	認知度90%以上（80%）	③あしがるバスの利用促進策の推進 （利用促進イベント、無料デー、商業施設との連携等）
④あしがるバスの利用度向上	I	利用度37%以上（32%）	
⑤タクシー料金・ガソリン費用助成制度の実施	II	—	④タクシー料金・ガソリン費用助成制度の実施
⑥福祉有償運送制度の適切な運用	II	—	⑤福祉有償運送制度の適切な運用
⑦歩道・自転車通行路の整備	III	—	⑥歩道・自転車通行路の整備
⑧レンタサイクル利用者の増加	IV	1日当たり3.8人以上（2.9人）	⑦駅・主要施設でのレンタサイクル
⑨駅周辺の放置自転車の減少	V	—	⑧自転車等駐車対策の推進

5 計画の達成状況に関する評価

- ◆ 毎年度、達成状況をPDCAサイクル（計画→実行→評価→見直し）の手法により評価・検証し、その結果を公表

6 計画の期間

- ◆ 平成27年度から平成31年度までの5年間
- ◆ 総合計画等の関連計画の改正に応じて、機動的に計画の見直しを実施